

平成21年度

公益認定等委員会の活動状況

内閣府公益認定等委員会

新公益法人制度施行後一年を迎えての委員長談話

～民による公益の増進を目指して～

民による公益活動は豊かな社会の源

- 昨年 12 月 1 日に新公益法人制度が全面施行されて丸一年となりました。この間、国・地方合わせて 100 近い法人が認定を受け、新公益法人として活動しています。
- 鳩山総理は、先日の所信表明演説で「新しい公共」「支え合って生きていく日本」等、これからの日本にとって重要な概念を提示されました。これからの時代、真に豊かな社会を目指すには、国、地方自治体が提供するサービスのみならず、民による公益活動が不可欠です。私は、国民の生活に密着している民こそ、国、地方自治体以上に幅広い公益活動ができると信じていますし、またその責任もあると考えています。民は官を「補完」する存在ではなく、むしろ公益活動の「主体」であり、豊かな社会の源です。

支援と寄附で、好循環を定着させよう

- 現在、わが国は厳しい経済情勢の中にありますが、このような時代だからこそ、「民」が様々な社会ニーズを自ら満たしていくこと、即ち、民の公益への積極的な参画によって社会を変革していくことが求められると思います。
- 民による公益活動を支えるものには、公益法人の設立やボランティアなどの直接的な支援活動と寄附活動があります。直接的な支援活動を拡充していくことはもとより、自ら選択して寄附を行う「寄附文化」が社会に定着することを期待しています。そのことが温かみと深みのある社会の実現に繋がるのです。（そのための税制優遇も新公益法人制度と合わせて整備されました。）
- さまざまな活動を行う新公益法人が生まれ、個人や企業が選択して寄附やボランティアを行う。そのことを原動力として、さらに新たな公益活動の分野を切り開いていく。そうした循環のなかで、公益活動が社会全体を支えていく。公益認定等委員会は、このような好循環が社会に定着していくことを期待しています。

新公益法人移行を機に新たなチャレンジを

- 公益認定等委員会では、各法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、民間人による合議制の機関らしく「暖かい審議」をするように努めています。
- これまで民法法人として長らく公益活動を実施してきた法人には、それぞれ固有の設立経緯や伝統があり、そこで培われた独自のスタイルを持っています。また、新公益法人の中には、認定を機に公益目的事業として新たな事業を追加をした法人もあります。既存の法人も新設の法人も、新公益法人は柔軟な事業展開が可能であることを十分理解し、積極的に公益認定を目指していただきたいと思います。
- 公益認定等委員会では、ガイドラインやFAQ（よくある質問への回答）など、判断に当たった考え方も詳細に公開するとともに、積極的に相談を受け付けております。申請準備中の法人の皆さんも躊躇することなく、早期の申請をお願いします。
- 公益認定は、公益法人として活動を行うためのスタートラインです。芸術・文化や教育、スポーツ、国際交流、医療、福祉など、これからの時代に求められる分野で多様な新公益法人が生まれ、温かみと深みのある社会を作るための原動力となることを期待しています。

目次

第1章	総論	- 1 -
第1節	新しい公益法人制度の概要	- 1 -
第2節	公益認定等委員会	- 3 -
1.	委員会.....	- 3 -
3.	都道府県の合議制機関.....	- 3 -
第2章	委員会の事務処理状況	- 4 -
第1節	移行認定・移行認可・公益認定申請等	- 4 -
1.	申請等の概要.....	- 4 -
2.	事務処理状況.....	- 6 -
第2節	公益法人による申請等	- 7 -
1.	変更認定申請.....	- 7 -
2.	変更届出.....	- 7 -
3.	事業計画書等の提出.....	- 7 -
4.	事業報告の提出.....	- 7 -
第3節	移行法人による届出等	- 9 -
1.	公益目的財産額の確定.....	- 9 -
2.	変更届出.....	- 9 -
第3章	その他	- 10 -
第1節	委員会と都道府県の合議制機関との連携	- 10 -
第2節	委員会等のその他の業務	- 10 -
1.	ホームページの整備・電子申請の推奨.....	- 10 -
2.	相談の実施.....	- 10 -

付属資料

(付注)

- ◆ 公益認定等委員会の活動状況は、内閣府公益認定等委員会及び都道府県の合議制機関の1年間における事務処理状況を公表するものである。
- ◆ 公表の対象は、平成20年12月1日の制度施行日から平成21年11月30日迄の事務処理状況である。本報告で使用するデータは、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報から算出している。
- ◆ 本報告で用いる法令の略称は、以下のとおりである。
 - ・ 法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
 - ・ 認定法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
 - ・ 認定法施行令 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）
 - ・ 認定法施行規則 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
 - ・ 整備法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）
 - ・ 整備法施行規則 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）

なお、根拠法令の条数等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

<例> ○○法第1条第2項：○法§1Ⅱ

第 1 章 総論

第 1 節 新しい公益法人制度の概要

平成 20 年 12 月 1 日に、平成 18 年度に成立・公布された公益法人制度改革関連 3 法が施行され、主務官庁の許可制による従来の公益法人制度を抜本的に改め、新たな公益法人制度が創設された。

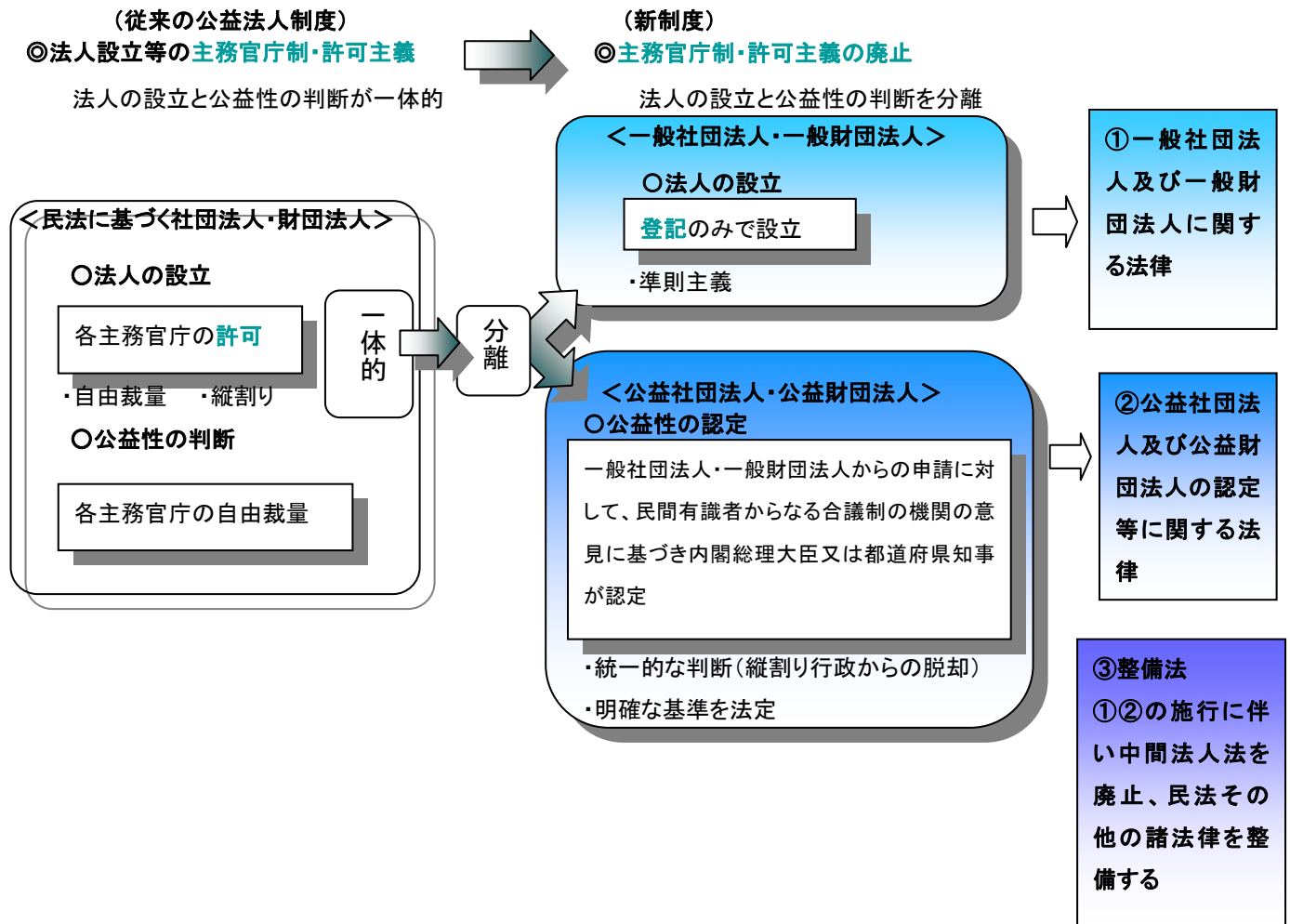
旧民法第 34 条に基づき設立された従来の公益法人（以下「特例民法法人」という。）は、主務官庁の許可を得て設立された民間非営利法人であり、約 24,000 の法人が、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し、我が国の社会経済の中で大きな役割を果たしてきた。他方、公益事業とはいええないような事務・事業を実施している、理事が不適切な運営をしているなど様々な批判を受ける特例民法法人も存在したほか、主務官庁による設立許可の基準が不透明など制度への批判も生じていた。旧民法の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来、抜本的な見直しが行われず、社会経済情勢が変化し、民間非営利部門活動がますます重要になる中で、時代の流れに対応しきれず、いわば制度疲労を起こしていたとの指摘をもあったところである。

そこで、民間が担う公益を我が国の社会・経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動を促進するとともに、これまでの公益法人について指摘された諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度に関する検討を重ね、平成 18 年の通常国会において、公益法人制度を約 110 年ぶりに抜本的に改革する公益法人制度改革関連 3 法が成立した。

新制度においては、法人の設立と公益性の判断を分離し、法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能となった。その上で、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、法令で明確に定められた公益認定の基準に適合するかを一元的に判断するとともに、公益認定を受けた公益社団・財団法人の監督を行うこととされており、制度の中立性の確保と透明性の向上が図られている。

<付属資料 1 > 「新しい公益法人制度施行までの経緯」

<図1> 「公益法人制度改革の概要」



第2節 公益認定等委員会

1. 委員会

新制度においては、民間有識者による合議制の第三者機関が、公益認定等の申請に対する処分や監督処分等の手続きに関与し、各省庁の意向に左右されることなく実態に即した適切な判断を行う仕組みを設けることで、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の客観性・透明性を担保し、制度に対する信頼性を確保することとしている。

このため、内閣府に、7名の委員で構成される公益認定等委員会が設置された。

委員会の委員は、任期は3年で、人格が高潔であって、委員会の業務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計や公益法人に係る活動に関して専門的知見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとされている。委員は独立してその職権を行うこととされ、また、委員会が認めない限り、在任中はその意に反して罷免されることはない等、委員の独立性が担保されている。

公益認定等委員会は、制度施行前の平成19年4月1日に発足した。そして、内閣総理大臣の諮問を受けて、新たな公益法人の認定基準に係る政令・内閣府令に関する審議を行い、議事録・資料を公開しつつ、11回の審議を経て平成19年6月15日に答申を取りまとめた。また、制度の詳細のうち明確にしておくことが有益であると考えられる事項等について議事録・資料を公開しつつ、合計20回の審議を重ね、意見公募手続を経て、平成20年4月11日に「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」や「公益法人会計基準」等を決定した。その後も、定款審査や監督の在り方等について審議を行い、新制度の円滑な施行に向けた準備を行った。

平成20年12月1日の新制度施行後は、法令の規定に基づき、公益認定等に係る内閣総理大臣からの諮問について審議し答申を行うとともに、内閣総理大臣から委任を受け、公益法人等に対する報告徴収や立入検査などを実施することとされている。平成20年12月1日から平成21年11月30日までの1年間で、32回の委員会が開催され、主に、公益認定等に係る内閣総理大臣からの諮問について審議し答申が行われた。

- <付属資料2>・・・「委員会委員名簿」
- <付属資料3>・・・「委員会運営規則」
- <付属資料4>・・・「審議の基本方針」
- <付属資料5>・・・「審議の中立性・公正性の確保について」
- <付属資料6>・・・「監督の基本的考え方」
- <付属資料7>・・・「組織・事務に係る法令の概要」

2. 都道府県の合議制機関

都道府県においても、公益認定等委員会に準じるかたちで、合議制の機関が設置されており、公益認定等に係る都道府県知事からの諮問について審議し、答申を行うとともに、公益法人等に対する監督を行うとされている。

- <付属資料8>・・・「都道府県の合議制機関名簿」

第2章 委員会の事務処理状況

第1節 移行認定・移行認可・公益認定申請等

1. 申請等の概要

(1) 移行認定申請

特例民法法人が新制度の公益法人、すなわち公益社団法人又は公益財団法人への移行を希望する場合は、移行期間(平成20年12月1日から平成25年11月30日までの5年間をいう。以下同じ。)中に、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認定(以下「移行認定」という。)を受ける必要がある(整備法§44、99、103)。

(2) 移行認可申請

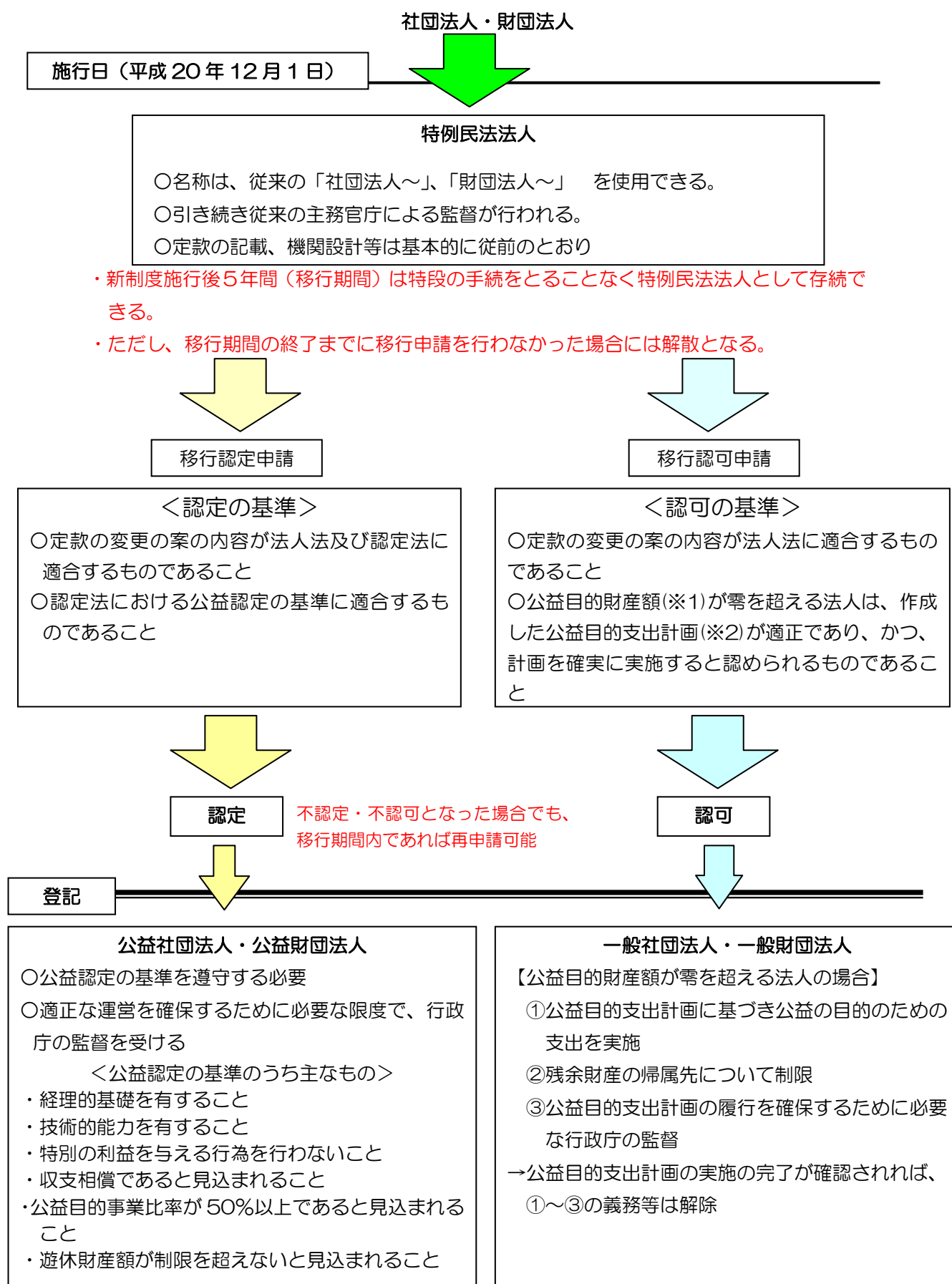
特例民法法人が新制度の一般法人、すなわち一般社団法人又は一般財団法人への移行を希望する場合は、移行期間中に、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認可(以下「移行認可」という。)を受ける必要がある(整備法§45、115、120)。

(3) 移行登記完了届出

特例民法法人が公益法人への移行認定又は一般法人への移行認可を受けたときは、当該特例民法法人についての解散の登記及び名称変更後の公益法人または一般法人についての設立の登記を行う必要がある(整備法§106Ⅰ)。

そして、当該解散の登記及び設立の登記をした後、遅滞なく、行政庁に、登記事項証明書を添付して、その旨を届け出る必要がある(整備法§106Ⅱ)。

<図2> 「移行措置の概要」



(※1) 法人の移行時の純資産額を基礎に計算した額

(※2) 公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画

(4) 公益認定申請

公益目的事業を行う一般法人が公益認定を希望する場合は、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けることができる（認定法§4、7）。この申請は、特例民法法人からの移行認定又は移行認可の申請と異なり、移行期間中に限られない。

なお、行政庁は、移行認定・移行認可・公益認定申請に対する処分を行う場合には、欠格事由に該当する場合等を除き、公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関（以下、「委員会等」という。）に諮問しなければならない。（認定法§43I①、整備法133II）

2. 事務処理状況

平成20年12月1日の制度施行日からの1年間における、上記の申請等に係る国・都道府県への申請・届出、諮問、答申及び処分の件数は、表1のとおりである。

なお、具体の答申書・公示文書については、公益法人 information において参照することができる。

＜表1＞ 「国・都道府県別事務処理区分別件数」

	移行認定申請				移行認可申請				公益認定申請			
	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数	申請件数	諮問件数	答申件数	処分件数
内閣府	150	41	38	29	50	11	11	8	28	11	9	9
北海道	6	5	4	4	0	0	0	0	1	0	0	0
青森県	3	0	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1
福島県	2	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0
茨城県	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
埼玉県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	21	11	9	9	2	0	0	0	2	1	1	0
神奈川県	11	3	2	2	1	1	0	0	1	0	0	0
新潟県	3	1	1	0	2	2	2	2	1	1	1	1
富山県	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	2	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	3	2	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0
静岡県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	4	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪府	2	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1
兵庫県	5	1	1	1	3	2	1	1	1	1	0	0
奈良県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	9	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	3	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	1
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	7	2	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	3	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0
全国合計	275	92	75	63	71	24	21	17	44	22	18	16
都道府県計	125	51	37	34	21	13	10	9	16	11	9	7

※ 申請件数は、全申請件数から取下げのあった件数を除いた申請法人数を示す。

第2節 公益法人による申請等

1. 変更認定申請

(1) 申請の概要

公益法人は、一定の事項（ex.公益目的事業の種類又は内容）を変更する場合は、変更前にあらかじめ、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認定（以下「変更認定」という。）を受ける必要がある。

行政庁は、変更認定の申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない（認定法§43I①）

(2) 事務処理状況

現在までのところ、内閣府へ4件の申請が行われ、うち1件について、認定の答申が行われている。

2. 変更届出

(1) 届出の概要

変更認定の必要がない場合であっても、公益法人は、一定の事項（ex.認定法施行規則§7の事項、名称又は代表者の氏名）に変更があった場合には、遅滞なく、行政庁に届け出る（以下「公益法人による変更届出」）必要がある（認定法§13）。

行政庁は、公益法人による変更届出の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならない（認定法§45I）。

(2) 事務処理状況

現在までのところ、内閣府へ4件、都道府県へ3件の合計7件の届出がなされている。

3. 事業計画書等の提出

(1) 提出の概要

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）を作成し、行政庁へ提出する必要がある。（認定法§21I、22I）

行政庁は、事業計画書等の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならない（認定法§45I）。

(2) 事務処理状況

現在までのところ、内閣府へ2件、都道府県へ2件の合計4件の提出がなされている。

4. 事業報告等の提出

(1) 提出の概要

公益法人は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、当該事業年度の財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要

及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿並びに法人法で定める計算書類等（以下「事業報告等」という。）を作成し、行政庁に提出する必要がある。（認定法 § 21 II・IV）

行政庁は、事業報告の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならない（認定法 § 45 I）。

（２）事務処理状況

現在までのところ、内閣府へ2件、都道府県へ1件の合計3件の提出がなされている。

第3節 移行法人による届出等

1. 公益目的財産額の確定

(1) 提出の概要

移行法人（移行認可を受けて移行の登記をした一般法人であって公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。）は、移行の登記の日の前日を算定日として、同日の貸借対照表に基づき公益目的財産額（確定額）を再度算定し、移行の登記の日から3ヶ月以内に、公益目的財産額等の確定に係る必要書類を行政庁に提出する必要がある。（整備法施行規則§33）。

(2) 事務処理状況

現在までのところ、内閣府へ5件、都道府県へ4件の合計9件の届出がなされている。

2. 変更届出

(1) 届出の概要

移行法人は、公益目的支出計画や、法人の名称等、整備法等で定める一定の事項（ex 収支見込み）に係る変更について、移行認可を受けた行政庁（以下「認可行政庁」という。）に対し、事前又は事後に届け出る（以下「移行法人による変更届出」という。）必要がある（整備法§125Ⅲ等）。

認可行政庁は、移行法人による変更届出の提出があった場合には、その写しを委員会等に送付しなければならない（整備法§135Ⅰ）。

(2) 事務処理状況

現在までのところ、内閣府へ13件、都道府県へ17件の合計30件の届出がなされている。

第3章 その他

第1節 委員会と都道府県の合議制機関との連携

新制度においては、内閣総理大臣または都道府県知事の各々が行政庁として公益法人の認定や監督等を行うこととされている一方、法に基づく制度の実施に当たっては、地域間の均衡を図る必要がある。そこで、新制度における委員会等の役割や、審査のあり方について理解を深め、委員相互の意思疎通を図るため、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を全国7ブロックで実施するとともに、都道府県向けの説明会や電子システムを活用した情報共有を進めた。

第2節 委員会等のその他の業務

1. ホームページの整備・電子申請の推奨

国・都道府県では、答申書・公示文書の公表や新制度等に関するFAQ・申請書類作成の手引き等、多様な情報を掲載するホームページ「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)を共同で整備・運用している。

また、公益法人 information は、行政庁への申請・届出等に係る書類の作成及び提出を、オンラインを通じて行う電子申請機能を備えており、簡易で低コストの申請が可能となっている。

<付属資料9> 「電子申請の推奨」

2. 相談の実施

国・都道府県では、移行認定申請・移行認可申請等の各種申請に関する相談等について、電話・窓口による相談受付を実施している。

相談窓口の受付案内や相談連絡先、相談会実施のお知らせ等は、公益法人 information において掲載している。

<付属資料10> 「相談連絡先一覧」

<付属資料1> 「新しい公益法人制度施行までの経緯」

- 14年3月29日
「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
 - ・ 公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直し
- 14年11月
「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置（平成15年1月まで計7回開催）
- 15年6月27日
「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
- 15年11月～
 - ・ 「有識者の協力を得つつ」検討を進めること等とした基本方針を踏まえ、具体的検討を進めていくため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長：福原義春(株)資生堂名誉会長）を開催
 - ・ 有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うため、法学者を中心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催
- 16年11月19日 「有識者会議報告書」
有識者会議26回、非営利法人WG14回にわたる議論を踏まえ、基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行公益法人制度に代わる新たな仕組みのあり方について提案
- 16年12月24日
「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」を具体化
- 17年12月24日
「行政改革の重要方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計、法案を平成18年通常国会に提出することを明記
- 18年3月10日
「公益法人制度改革関連三法案」の国会への提出
- 18年5月26日
「公益法人制度改革関連三法案」の成立
- 18年6月2日
「公益法人制度改革関連三法」の公布

- 18年10月26日
「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：佐竹正幸
日本公認会計協会常務理事）立上げ（全10回開催。平成19年3月29日検討結果取りまとめ）
- 19年1月19日
「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：能見
善久東京大学大学院教授）立上げ（全3回開催）
- 19年2月21日（衆議院本会議）・22日（参議院本会議）
公益認定等委員候補が衆・参両院において同意
- 19年4月1日
 - ・ **内閣府公益認定等委員会設置**
 - ・ 7名の初代公益認定等委員が内閣総理大臣から任命
- 19年4月2日
 - ・ 第1回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男氏、委員長代理に佐竹正幸氏が就任
 - ・ 政令・府令の制定について内閣総理大臣から諮問
- 19年4月13日
公益認定等委員会「審議の基本方針」を合意・公表
- 19年6月15日
第11回公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定
について」に答申（19年9月7日政令・内閣府令公布）
- 20年4月11日
**「公益認定等に関するガイドライン」、「公益法人会計基準」、「公益法人会計基準の運用指針」
の決定**
- 20年12月1日
新制度が施行

<付属資料2> 「委員会委員名簿」

(五十音順、敬称略)

あめみや	たかこ		
雨宮	孝子	元 明治学院大学大学院法務職研究科教授	
	いけだ	もりお	
◎	池田	守男	株式会社資生堂相談役
おおうち	としみ		
大内	俊身	元 東京高等裁判所民事部総括判事	
	さたけ	まさゆき	
○	佐竹	正幸	元 日本公認会計士協会常務理事
そでい	たかこ		
袖井	孝子	お茶の水女子大学名誉教授	
でぐち	まさゆき		
出口	正之	国立民族学博物館教授	
みずの	ただつね		
水野	忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授	

◎：委員長 ○：委員長代理

<付属資料3> 「委員会運営規則」

平成19年4月2日
公益認定等委員会決定第1号

(総則)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(資料提出その他の協力)

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問及び答申等)

第4条 委員会に対する諮問は、内閣総理大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が内閣総理大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

- 一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第43条第1項、第2項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議
 - 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第133条第2項、第3項第1号及び第2号並びに第4項に掲げる事項に関する審議
- 2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。
- 4 会議の議事録を公開する場合は、これが公開されるまでの間、議事要旨を速やかに作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月2日から施行する。

<付属資料4> 「審議の基本方針」

平成19年4月13日
公益認定等委員会

「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ」、当委員会の運営によって、「公益を増進し活力ある社会の実現に資する」という考え方を全員で共有し、意識してこれを目指すものとする。審議に当たっては、以下の諸点に十分配慮するものとする。

- ① 各法人の活動実態を十分に踏まえつつ、それぞれの法人の創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組む。
- ② コンプライアンスを前提としつつも、常に改革の本旨に立ち帰り、柔軟性をもって判断する。
- ③ 審議を「甘く」ということではなく、「暖かく」審議に臨む。

注 柱書の記述は、公益認定法第1条（目的）から抜粋

<付属資料5> 「審議の中立性・公正性の確保について」

平成 19 年 10 月 19 日
公益認定等委員会決定第2号

- 1 委員は、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、委員会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。
- 2 上記の場合、委員は、委員長に申告するものとする。また、委員会の承認を得て回避した旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。

<付属資料6> 「監督の基本的考え方」

平成20年11月21日

内閣府

今回の公益法人制度改革により①監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、国の監督機関（行政庁たる内閣総理大臣及び法律で内閣総理大臣の権限を委任された公益認定等委員会）は、次のような考え方で新公益法人（新制度の公益社団法人及び公益財団法人をいう。以下同じ。）の監督に臨むことを基本とする。

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

なお、移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般社団法人及び一般財団法人をいう。以下同じ。）については公益目的支出計画の履行を確保する観点から監督を行うこととされており、移行法人が公益の目的のための支出（整備法第119条第2項第1号各号の支出をいう。）を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として新公益法人の監督に準じた考え方で監督を行う。

注 監督の具体的措置の範囲

「監督」は、公益認定（新規、移行）、移行認可の登記終了後、行政庁及び法律で行政庁の権限を委任等された合議制の機関が、新公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、また、移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、行うものである。

新公益法人については、公益法人認定法では第2章第3節に「公益法人の監督」が設けられ、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認定の取消し等の規定が置かれているほか、他節に規定されている変更の認定、定期的な事業報告等も新公益法人の事業の適正な運営を確保するための措置であり、これら全体を監督の具体的措置として捉えることとする。

移行法人については、整備法第123条第2項に監督の根拠規定が置かれ、更に公益目的支出計画の変更の認可、公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認可の取消し等の規定が置かれており、これらを監督の具体的措置として捉えることとする。

<付属資料7> 「組織・事務に係る法令の概要」

公益認定等委員会の組織、権限等は、認定法・整備法の以下の条項により規定されている。

〔認定法〕

条項	規定の概要
第 32 条	設置及び権限
第 33 条	職権の行使
第 34 条	組織
第 35 条	委員の任命
第 36 条	委員の任期
第 37 条	委員の身分保証
第 38 条	委員の罷免
第 39 条	委員の服務
第 40 条	委員の給与
第 41 条	委員長
第 42 条	事務局
第 43 条	委員会への諮問
第 44 条	答申の公表等
第 45 条	内閣総理大臣による送付等
第 46 条	委員会による勧告等
第 47 条	資料提出等の要求
第 48 条	事務の処理状況の公表
第 49 条	政令への委任
第 59 条	権限の委任等

〔整備法〕

条項	規定の概要
第 133 条	委員会への諮問等
第 134 条	答申の公表等
第 135 条	内閣総理大臣による送付等
第 136 条	委員会による勧告等
第 137 条	資料提出その他の協力
第 143 条	権限の委任等

<付属資料8> 「都道府県の合議制機関の委員名簿」

都道府県名	合議制機関の名称	委員名簿（平成21年11月30日現在） ※◎は会長（委員長） ○は会長代理（委員長代理）
北海道	北海道公益認定等審議会	◎河西 邦人（札幌学院大学商学部商学科教授） ○吉見 宏（北海道大学大学院経済学研究科教授） 大萱生 哲（弁護士（おおがゆ法律事務所）） 田中 新一（公認会計士（公認会計士田中新一事務所）） 三島 敬子（(株)セントラルプロモーション北海道代表取締役）
青森県	青森県公益認定等審議会	◎石下 雄三（公認会計士・税理士） ○熊谷 清一（弁護士） 青木 智美（公認会計士・税理士） 遠藤 哲哉（青森公立大学経営経済学部教授） 三浦 文恵（八戸短期大学ライフデザイン学科准教授）
岩手県	岩手県公益認定等審議会	◎吉田 瑞彦（弁護士） ○遠藤 明哲（公認会計士・税理士） 伊藤 今子（税理士） 高嶋 裕一（岩手県立大学総合政策学部准教授） 宮本 ともみ（岩手大学人文社会科学部教授）
宮城県	宮城県公益認定等委員会	◎稲葉 馨（東北大学大学院法学研究科教授） ○石沢 裕一（石沢公認会計士事務所 公認会計士） 増田 隆男（増田法律事務所 弁護士） 内田 直仁（宮城大学事業構想学部准教授） 田代 久美（宮城大学事業構想学部助教）
秋田県	秋田県公益認定等委員会	◎渡部 毅（ノースアジア大学法学部教授） ○松渕 秀和（株式会社秋田銀行監査役） 木村 了（税理士） 沢田 祐治（公認会計士・税理士） 菅原 佳典（弁護士）
山形県	山形県公益認定等審議会	◎北野 通世（山形大学副学長） ○出井 信夫（東北公益文化大学教授） 伊藤 一雄（公認会計士） 宇野 和娘（弁護士） 今田 早百合（行政書士）
福島県	福島県公益認定等審議会	◎富田 哲（福島大学行政政策学類教授） ○齋藤 信一（株式会社東邦銀行監査役） 菅野 晴隆（弁護士） 須田 弘子（特定非営利活動法人まごころサービス福島センター理事長） 長谷川 貴子（公認会計士）

茨城県	茨城県公益認定等審議会	◎横山 哲郎 (公認会計士) ○阿久津 正晴 (弁護士) 井上 拓也 (茨城大学教授) 竹内 晶子 (元日立市収入役) 村上 正子 (筑波大学准教授)
栃木県	栃木県公益認定等審議会	◎杉原 弘修 (宇都宮大学教授) ○神野 俊彦 (株式会社工フ工ム栃木代表取締役) 川村 壽文 (公認会計士) 小林 雅彦 (国際医療福祉大学教授) 白井 裕己 (弁護士)
群馬県	群馬県公益認定等審議会	◎丸山 和貴 (弁護士) ○大平 良治 (新島学園短期大学学長) 権田 俊枝 (公認会計士) 寺石 雅英 (群馬大学社会情報学部教授) 森 由美子 (関東学園大学経済学部教授)
埼玉県	埼玉県公益法人認定等審議会	◎竹内 俊雄 (駿河台大学法学部教授) ○平川 孝雄 (税理士) 荒木 直人 (弁護士) 石井 浩 (元 財団法人渋沢栄一記念財団常務理事) 河合 あゆみ (公認会計士)
千葉県	千葉県公益認定等審議会	◎磯崎 育男 (千葉大学教育学部教授) 西村 勝司 (公認会計士) ○松崎 信 (千葉商科大学会計大学院教授・公認会計士) 三浦 亜紀 (弁護士) 恵 小百合 (江戸川大学社会学部教授、江戸川大学総合福祉専門学校校長)
東京都	東京都公益認定等審議会	◎中田 裕康 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) ○市川 伊三夫 (東京学芸大学理事) 小幡 純子 (上智大学法科大学院長) 香川 譽夫 (公認会計士香川誉夫事務所長) 金子 良太 (國學院大学経済学部准教授) 鴨木 房子 (社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所主任研究員) 田中 弥生 (独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授)
神奈川県	神奈川県公益認定等審議会	○泉谷 和子 (相模女子大学短期大学部教授) 小川 佳子 (弁護士 横浜弁護士会) 小野 晶子 (独立行政法人 労働政策研究・研修機構研究員) 齋藤 真哉 (横浜国立大学経営学部会計・情報学科教授) ◎能見 善久 (学習院大学法科大学院教授)

新潟県	新潟県公益認定等審議会	◎澤村 明 (新潟大学経済学部准教授) ○北村 敏雄 (公認会計士) 秋山 三枝子 (特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター理事長) 櫻井 香子 (弁護士) 渡邊 信子 (税理士)
富山県	富山県公益認定等審議会	◎林 晃司 (弁護士) ○蟹瀬 美和子 (前富山県社会福祉協議会専務理事) 桶屋 泰三 (税理士・北陸税理士会富山支部長) 宮田 伸朗 (富山国際大学子ども育成学部長) 山崎 佐和子 (富山商工会議所女性会常任理事)
石川県	石川県公益認定等審議会	加藤 順弘 (金沢星稜大学第二経済学部長教授) 熊谷 士郎 (金沢大学人間社会研究域法学系准教授) ◎中島 史雄 (弁護士、金沢大学名誉教授) 眞鍋 知子 (金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授) ○吉村 文雄 (愛知淑徳大学大学院ビジネス研究科教授、金沢大学名誉教授)
福井県	福井県公益認定等委員会	◎安久 彰 (公認会計士) ○山川 均 (弁護士) ○山下 裕己 (福井新聞社論説副委員長) 稲田 栄美子 (福井県商工会女性部連合会会長) 小林 明子 (福井県立大学看護福祉学部教授)
山梨県	山梨県公益認定等審議会	◎早川 正秋 (弁護士) ○勝俣 高明 (公認会計士・税理士) 窪田 道也 (税理士) 岸本 千恵 (山梨県ボランティア協会事務局長) 實川 和子 (山梨学院大学准教授)
長野県	長野県公益認定等審議会	◎小山 邦武 (信州味噌株式会社代表取締役社長) ○小林 邦一 (朝日長野税理士法人代表社員) 石田 直裕 (財団法人地域活性化センター理事長) 角田 光隆 (信州大学大学院法曹法務研究科教授) 中嶌 実香 (弁護士)
岐阜県	岐阜県公益認定等審議会	◎山田 貞夫 (弁護士) ○市川 武雄 (公認会計士) 栗津 明博 (朝日大学法学部教授) 永井 京子 (税理士) 三井 栄 (岐阜大学地域科学部教授)
静岡県	静岡県公益認定等審議会	◎田中 克志 (静岡大学大学院法務研究科長・教授(民法)) ○立石 健二 (弁護士) 清水 文子 (前常葉学園中・高等学校長) 杉山 明喜雄 (公認会計士) 長岡 路子 (公認会計士)

愛知県	愛知県公益認定等審議会	◎伊藤 高義 (愛知学院大学法学部教授) ○前川 三喜男 (公認会計士) 加藤 歌子 (税理士) 小池 康弘 (愛知県立大学外国語学部教授) 森 美穂 (弁護士)
三重県	三重県公益認定等審議会	◎平松 正敏 (三重中京大学名誉教授) ○遠島 敏行 (公認会計士、全国公益法人協会中部支局常任顧問) 河邊 毅寿 (公認会計士) 杉浦 礼子 (高田短期大学准教授) 田尻 由希子 (弁護士) 名島 利喜 (三重大学人文学部教授) 二神 律子 (中部学院大学経営学部教授)
滋賀県	滋賀県公益認定等委員会	◎北村 裕明 (滋賀大学経済学部教授) ○盛武 隆 (行政書士) 飯野 修 (公認会計士) 筒井 のり子 (龍谷大学社会学部教授) 中 睦 (弁護士)
京都府	京都府公益認定等審議会	◎川端 伸也 (弁護士) ○藤井 秀樹 (京都大学大学院経済学研究科教授) 浦坂 純子 (同志社大学社会学部准教授) 佐久間 毅 (京都大学大学院法学研究科教授) 前野 芳子 (公認会計士)
大阪府	大阪府公益認定等委員会	◎岡部 崇明 (摂南大学法学部教授) 小西 ゆかり (パナソニック株式会社理事) ○高森 哉子 (追手門学院大学経営学部教授) 三宅 幸造 (公認会計士、監査法人アイ・ピー・オー 代表社員) 吉田 忠彦 (近畿大学経営学部教授)
兵庫県	兵庫県公益認定等委員会	◎小森 星児 (神戸商科大学名誉教授、ひょうごボランティアプラザ所長) ○松山 康二 (公認会計士、新日本有限責任監査法人シニアパートナー) 西河 紀男 (三ツ星ベルト株式会社代表取締役会長) 正木 靖子 (弁護士) 山内 直人 (大阪大学大学院国際公共政策研究科教授)
奈良県	奈良県公益認定等審議会	◎中川 幾郎 (帝塚山大学大学院法政策研究科教授) ○以呂免 義雄 (弁護士・弁理士) 里見 良子 (公認会計士・税理士) 福本 葵 (帝塚山大学法政策学部准教授) 藤森 茂 (奈良県立大学地域創造学部准教授)

和歌山県	和歌山県公益認定等審議会	◎水野 八朗 (弁護士) ○楠見 恭平 (公認会計士・税理士) 金川 めぐみ (和歌山大学経済学部市場環境学科准教授) 西平 都紀子 (株式会社信濃路代表取締役社長) 山本 茂 (きのくに信用金庫常務理事)
鳥取県	鳥取県公益認定等審議会	◎駒井 重忠 (弁護士) ○西山 道子 (税理士) 入江 道憲 (公認会計士・税理士) 岸田 寛昭 (特定非営利活動法人 未来 理事長) 山本 恵子 (特定非営利活動法人 鳥取青少年ピアサポート理事長)
島根県	島根県公益認定等審議会	◎玉樹 智文 (島根大学大学院法務研究科准教授) ○松原 三朗 (弁護士) 生田 昌子 (元島根県生涯学習センター所長) 藤原 美佐子 (島根県行政書士会副会長) 三島 明 (公認会計士)
岡山県	岡山県公益認定等委員会	◎塚田 健二 (吉備国際大学社会福祉学部教授) ○池田 敏弘 (前岡山県商工会議所連合会専務理事) 竹内 真理 (岡山大学社会文化科学研究科(法学系)准教授) 中原 文子 (弁護士) 福原 一義 (公認会計士)
広島県	広島県公益認定等審議会	◎越智 貢 (広島大学大学院文学研究科教授) ○石橋 三千男 (公認会計士) 織田 珖治 (広島商工会議所副会頭, ひろぎんリース(株)代表取締役社長) 清水 憲一郎 (弁護士) 山田 知子 (比治山大学現代文化学部准教授)
山口県	山口県公益認定等審議会	◎竹田 義廣 (竹田会計事務所公認会計士) ○(一位)天羽 満則 (天羽満則公認会計士事務所公認会計士) ○(二位)中山 修身 (中山・石村法律事務所弁護士) 石原 詠美子 (石原法律事務所弁護士) 加登田 恵子 (山口県立大学社会福祉学部教授)
徳島県	徳島県公益認定等審議会	◎笹谷 正廣 (弁護士) ○豊永 寛二 (弁護士) 井関 佳穂理 (公認会計士・税理士) 喜多 三佳 (四国大学経営情報学部准教授)
香川県	香川県公益認定等審議会	◎小川 和彦 (香川銀コンピューターサービス株式会社顧問) ○辻上 佳輝 (香川大学法学部准教授) 桑原 正行 (香川大学大学院地域マネジメント研究科准教授)

		藤本 英子 (弁護士) 安井 順子 (公認会計士)
愛媛県	愛媛県公益認定等審議会	秋葉 見 (公認会計士) 兼平 裕子 (愛媛大学法文学部准教授) 五味 久枝 (トヨタカローラ愛媛株式会社代表取締役社長) ◎武田 秀治 (弁護士) ○村上 宏之 (松山大学経営学部教授)
高知県	高知県公益認定等審議会	◎松岡 章雄 (弁護士) ○池田 知勢 (社会福祉法人 高知県社会福祉協議会事務局次長) 上田 健作 (高知大学人文学部教授) 橋本 誠 (公認会計士)
福岡県	福岡県公益認定等審議会	◎大隈 義和 (九州大学名誉教授、保健医療経営大学教授) 篠原 俊 (公認会計士) 田中 里美 (弁護士) 文屋 俊子 (福岡県立大学人間社会学部教授) ○村上 英明 (福岡大学法科大学院教授)
佐賀県	佐賀県公益認定等審議会	◎奥田 律雄 (はやて法律事務所 弁護士) ○田村 浩司 (田村公認会計士事務所 公認会計士) 伊佐 淳 (久留米大学経済学部 教授) 川副 知子 (特定非営利活動法人佐賀県CSO推進機構 代表理事) 本田 洋子 (税理士・行政書士)
長崎県	長崎県公益認定等審議会	◎杉原 敏夫 (長崎大学経済学部教授) ○堀江 憲二 (弁護士(堀江法律事務所)) 久保 義子 (NPO法人ふれあいフレンド副理事長) 久松 清彦 (公認会計士(久松会計事務所)) 平松 喜一郎 (ヤナセ産業(株)代表取締役社長)
熊本県	熊本県公益認定等審議会	◎原田 卓 (弁護士) ○田村 耕一 (国立大学法人熊本大学法学部准教授) 緒方 洋子 (NPO法人チェンジライフ熊本理事長) 立石 和裕 (くまもと監査法人公認会計士) 松崎 景子 (特定非営利活動法人ひと・学び支援センター 熊本常務理事)
大分県	大分県公益認定等審査会	◎岡村 邦彦 (弁護士) ○秦野 晃郎 (公認会計士) 安藤 恭子 (司法書士) 草野 義輔 (学校法人岩尾昭和学園理事長) 椋野 美智子 (大分大学福祉科学研究センター教授)

宮崎県	宮崎県公益認定等審議会	◎柏田 芳徳 (弁護士) ○土田 博 (南九州短期大学国際教養学科教授) 飯田 三和 (税理士) 三島 里都子 (弁護士) 高峰 由美 (販売戦略コンサルタント)
鹿児島県	鹿児島県公益認定等審議会	◎宮廻 甫允 (鹿児島大学法文学部教授) ○野田 健太郎 (弁護士) 玉川 恵 (公認会計士) 鳥丸 聡 (シンクタンク・バードウイング代表)
沖縄県	沖縄県公益認定等審議会	◎島袋 鉄男 (琉球大学名誉教授、NPO法人「沖縄知の風」代表) ○當真 良明 (弁護士(サイオン法律事務所)) 金城 智誉 (弁護士(こころ法律事務所)) 翁長 朝常 (公認会計士(翁長公認会計士・税理士事務所)) 幸地 啓子 (税理士(幸地啓子税理士事務所)) 上江洲 純子 (沖縄国際大学准教授)

新しい公益法人制度の申請手続は「電子申請」で！

公益法人 information では、新しい公益法人制度に関する申請手続等を電子申請で行うことが可能となっています。平成 20 年 12 月 1 日以降の 1 年間に行われた申請等のうち、実に 9 割以上の申請が電子申請によって行われています。

1. 申請書類が多くて、作成が大変ってよく聞きますけど、どうなのでしょう。

申請書類は多いかもしれませんが、電子申請を利用するととても簡単になります。

また、記入漏れや記入間違い対策も万全。電子申請では、このようなものを減らす工夫がなされています。



(1) 登録された法人の基本的な情報を自動入力！

法人の基本的な情報（法人の名称、代表者の氏名、法人コード、住所といった情報）は、いろいろな申請書類に複数回入力していただくこととなりますが、電子申請を利用すれば、それぞれの該当箇所に自動的に入力するため、入力の手間が省けます。

電子申請システムの
データベースにある
登録情報

作成する書類を開くと、自動的に情報が反映・表示されています。

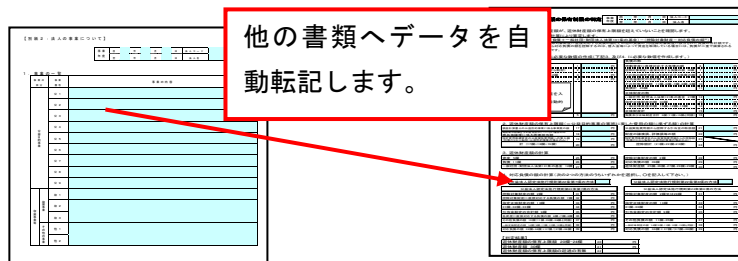
(2) 数字も自動計算！

申請書類の作成に当たっては、多くの数字を記入しなければなりません。書面による申請の場合には、電卓で何度も計算しながら記入する必要がありますが、電子申請を利用すれば、必要最低限の項目のみ入力いただくと他の項目は自動計算されるため、大変便利です。計算ミスありません。

各項目を入力し、計算ボタンを押すと、自動的に計算し、該当箇所にデータが入力されます。

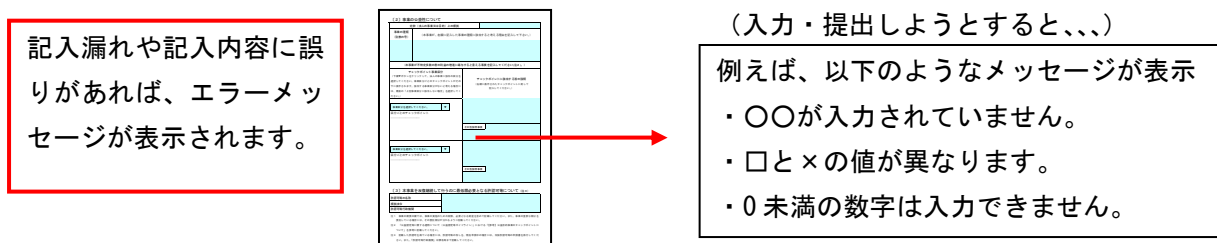
(3) 他の書類へデータを自動転記！

申請書類には、計算結果を他の書類に転記しなければならないもの、また、複数の申請書類に同様の内容を記載しなければならないものがあり、書面による申請の場合は、何度も確認しながら記入する必要があります。電子申請を利用すれば、必要最低限の項目のみ入力いただくと自動的に転記されるため、入力の手間が省けます。転記ミスありません。



(4) 記入漏れやエラーの自動チェック！

申請書類が多いと、記入漏れや記入事項の間違いなどが起こりがちですが、電子申請で申請書類を作成すれば、記入漏れや記入内容のエラーなどのチェックが自動的に行われ、表示されるため、そのようなミスを減らすことができます。



2. といいますけど、電子申請をするには、いろいろな機器を購入したり、面倒な手続があるってよく聞きますが。



いえいえ、そんなことはありません。

インターネットに接続し、閲覧することができるパソコンさえあれば、それ以上の費用は発生しません。提出書類のうち、紙でしか存在しない書類についても、スキャナーがあれば、申請はオンラインで完結。パソコンに取り込んだデータを提出できます。

公益法人 information では、ID・パスワード方式の認証による電子申請を行っており、手間やコストのかかる電子署名や電子証明書といったものは、一切不要です。

この ID とパスワードを取得するための電子申請開始申込みも、①電子申請システムにて申込書を作成し、②押印した上で、③申請予定先行政庁へ提出（郵送又は持参）していただくだけで申込みは終了します。



公益法人 information では、初めて電子申請をされる方や、作業途中でよくある疑問・トラブルの解消のために、「電子申請の手引き」を掲載しています。こちらには、電子申請開始申込みの方法から、実際の画面入りで操作方法を解説しています。

電子申請を行う際には、適宜、御参照ください。



是非とも電子申請のご利用をお願いします。

<付属資料10> 「相談連絡先一覧」

機関名		電話番号（代表／直通）	
国	内閣府	公益認定等委員会事務局	03-5403-9669(相談専用)
		大臣官房公益法人行政担当室	03-5403-9555(代)
都 道 府 県	北海道	総務部行政改革課	011-231-4111(代)
	青森県	総務部総務学事課	017-734-9079(直)
	岩手県	総務部総務室	019-629-5039(直)
	宮城県	総務部私学文書課公立大学・公益法人班	022-211-2295(直)
	秋田県	知事公室総務課	018-860-1057(直)
	山形県	総務部文書課	023-630-2056(直)
	福島県	総務部私学法人課	024-521-7048(直)
	茨城県	総務部総務課	029-301-2243(直)
	栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2067(直)
	群馬県	総務部学事法制課	027-226-2148(直)
	埼玉県	総務部文書課	048-830-2537(直)
	千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160(直)
	東京都	生活文化スポーツ局都民生活 部管理法人課	03-5321-1111(代)
	神奈川県	総務部法務文書課	045-210-2461(直)
	新潟県	総務管理部文書私学課	025-285-5511(代)
	富山県	経営管理部文書学術課	076-431-4111(代)
	石川県	総務部総務課	076-225-1111(代)
	福井県	総務部情報公開・法制課	0776-21-1111(代)
	山梨県	総務部私学文書課	055-237-1111(代)
	長野県	総務部情報公開・私学課	026-235-7057(直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111(代)
	静岡県	総務部文書局法規室	054-221-2866(直)
	愛知県	総務部法務文書課	052-954-6024(直)
	三重県	総務部法務・文書室	059-224-2163(直)
	滋賀県	総務部総務課	077-528-3118(直)
	京都府	総務部政策法務課	075-414-4038(直)
	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093(直)
	兵庫県	企画県民部文書課公益法人室	078-341-7711(代)
	奈良県	総務部総務課	0742-27-8353(直)
	和歌山県	総務学事課	073-432-4111(代)
	鳥取県	行政監察監公益法人・団体指導 室	0857-26-7884(直)
	島根県	総務部総務課	0852-22-5111(代)

岡山県	総務部総務学事課	086-226-7256 (直)
広島県	総務局総務管理部総務課	082-513-2246 (直)
山口県	総務部学事文書課大学・公益法人班	083-933-2140 (直)
徳島県	企画総務部法務文書課	088-621-2031 (直)
香川県	総務部総務学事課	087-832-3062 (直)
愛媛県	総務部私学文書課	089-941-2111 (代)
高知県	総務部法務課	088-823-9160 (直)
福岡県	総務部行政経営企画課	092-651-1111 (代)
佐賀県	経営支援本部総務法制課	0952-24-2111 (代)
長崎県	総務部学事文書課公益法人改革班	095-895-2114 (直)
熊本県	総務部私学文書課法制・公益法人室	096-383-1111 (代)
大分県	総務部法務室	097-506-2272 (直)
宮崎県	総務部行政経営課	0985-26-7111 (代)
鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2111 (代)
沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074 (直)